

令和6年度福島県スクールソーシャルワーカー募集要項

福島県教育委員会

県教育委員会では、東日本大震災で被災した児童生徒及び不登校、いじめ、暴力行為、発達障がい、家庭環境、児童虐待などの困難を抱える児童生徒の問題を解決するために、社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを、令和6年度、県内市町村教育委員会、公立学校等に配置するため、スクールソーシャルワーカーを募集します。

以下の選考により名簿登載し、登載した候補者の中から3月中に正式に採用通知します。

1 募集期間

令和5年9月25日(月)～令和5年10月20日(金) 消印有効

2 職務内容

- (1) 地方自治体アセスメントと教育委員会への働き掛け
- (2) 学校アセスメントと学校への働き掛け
- (3) 児童生徒及び保護者からの相談対応(ケースアセスメントと事案への働き掛け)
- (4) 地域アセスメントと関係機関・地域への働き掛け
- (5) 福島県教育委員会が主催する協議会等諸会議への出席 ほか

3 応募資格

次のいずれかに該当する者。

- (1) 社会福祉士、精神保健福祉士及びそれに準ずると認められる者。
- (2) 子ども家庭福祉と学校教育の両面において専門的な知識や技術を有し、過去に活動経験や実績等がある者。

4 募集人員

40名程度(新規志願者・継続志願者含む)

5 採用期間

辞令により、令和6年度内の任用とします。

6 勤務条件

- (1) 身分は、地方公務員法上の会計年度任用職員となります。
- (2) 勤務場所は、福島県公立小・中学校・高等学校・特別支援学校などとし、県内の市町村教育委員会や教育事務所等に配置となります。
- (3) 勤務日は、週休日である日曜日及び土曜日、国民の休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除き、1か月につき17日以内とします。
- (4) 勤務時間は、1勤務箇所あたり原則として、週3日、1日7時間以内、年間30週、630時間以内とします。
- (5) 報酬は時給3,500円程度を予定しています。
- (6) 公務上の災害に対しては、県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第45号)の定めるところによります。

7 選考方法及び選考結果の通知

福島県スクールソーシャルワーカー新規応募者

- (1) **第1次選考** 書類審査を行います。結果は、11月中旬までに各人に通知します。
一定の基準に達した志願者について、第2次選考の日時・場所等をお知らせします。
- (2) **第2次選考** 12月中に面接等を実施します。結果については、2月上旬までに各人に通知します。
- (3) **名簿登載** 第2次選考で一定の基準に達した志願者について、「令和6年度福島県スクールソーシャルワーカー候補者名簿」に登載します。また、名簿登載者の中から3月中旬に正式に採用を通知します。

福島県スクールソーシャルワーカー経験者

令和5年度福島県スクールソーシャルワーカー経験者のうち、令和3年度に新規採用され、令和5年度までの3会計年度を継続して雇用されている者は、「福島県教育委員会会計年度任用職員用等管理規定運用方針」に基づき、書類審査及び面接を実施します。

- (1) **選考** 書類審査と面接を実施します。面接の日時については、各人宛に通知します。面接の日時については、各人の日程を確認の上、通知します。結果については、令和6年2月上旬までに各人に通知します。
- (2) **名簿登載** 選考で基準を満たした者について、「令和6年度福島県スクールソーシャルワーカー候補者名簿」に登載します。

※ 令和5年度経験者のうち、3会計年度を経過しない、令和4・5年度の採用者については、原則として、第1次選考の書類審査による選考を経て、基準を満たした者について、「令和6年度福島県スクールソーシャルワーカー候補者名簿」に登録します。面接は行いません。結果については、2月上旬までに各人に通知します。

8 応募書類

応募者は次の書類のうち、それぞれに必要な書類を提出してください。

- (1) 令和6年度福島県スクールソーシャルワーカー志願書〈様式1〉
写真は40mm×30mm、上半身、無帽で撮影後6か月以内のもの、裏に氏名を記入し、所定欄に糊付けしてください。
- (2) スクールソーシャルワーク等に関する研修履歴〈別紙1〉
日時、研修名、実施者を明記してください。
- (3) 様式1に記載した資格、職歴に対応する資格証。〈写し〉
- (4) 志願理由、業務経験等に関する志願書。(新規応募者のみ)〈様式2〉
- (5) 業務についていたことを証明できるもの。(新規応募者のみ)〈在職証明書・実務証明書〉

【上記のうち必要となる書類】

	志願書 〈様式1〉	研修履歴 〈別紙1〉	資格証 〈写し〉	志願書 〈様式2〉	在職証明書 実務証明書
新規応募者	○	○	○	○	○
令和5年度経験者のうち 3会計年度を経た者	○	○	○		
令和5年度経験者のうち 令和4・5年度採用者	○	○	○		

9 応募書類送付先

〒960-8688 福島市杉妻町2番16号 福島県教育庁義務教育課

10 応募上の注意

- (1) 応募書類は必ず書留郵送としてください。持参提出は御遠慮願います。
- (2) 応募に必要な書類は、角形2号(240mm×332mm)の封筒に「スクールソーシャルワーカー志願書」と朱書し、一括送付してください。
- (3) 身体に障がいがあり、面接等で特に配慮を必要とする場合には、面接等の実施前に、電話で問い合わせ先まで連絡してください。
- (4) 応募書類提出後に資格に変更が生じた場合は、速やかに連絡してください。

11 問い合わせ先

福島県教育庁義務教育課 電話024-521-7774

(平日 午前8時30分～午後5時15分、土曜・日曜・祝日は閉庁)